

「福祉拠点」に関する研究 — 地域における子どもの「居場所」づくりの事例から —

A Case Study of a “community welfare” — How they got “ibasho” for children —

小 川 幸 裕

I. はじめに

個人が人として尊厳をもち、家庭や地域の中で、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立を支援することが求められ、「在宅か施設か」という二元論的なサービス展開から、障がいやライフステージ、年齢などの「枠」を超えて、人が生涯発達する存在として地域の中で一貫した支援が受けられる地域づくりが模索されている。

このような状況の中、近年、地域を生活の拠点として再確認し、地域の身近な場所で“その人にあった”サービスを受けることができる「福祉拠点」が注目されている。しかし、住民のニーズが多岐に渡り福祉サービスの「枠」におさまらない広がりを見せている中で、既存のサービス提供を中心とした「福祉拠点」では限界がある。また、「福祉拠点」自体が、発展段階の概念であり、その位置づけも様々で定義も明確にされていない。サービス提供の場として「福祉拠点」をただ増やすだけでなく、地域の中に住民のニーズ集約や、住民が福祉サービスの利用者・受益者としての存在だけでなく、福祉の理解者・支援者として地域で主体的に生きる存在としてエンパワメントできる機能=「福祉拠点」が必要である。

2003年4月に設立された「Aの会」は、地域に子どもの居場所をつくることを目的に、障害児をもつ親と教員（関係者）を中心に設立された会である。従来の当事者・家族の団体が、特定の障害を持つ人と家族で構成され、作業所設立などの具

体的な目標を最初に掲げて活動することが多いのに対して、活動を継続する中で「対象を限定しない」、「明確な目標を掲げない」という自由度が高いスタンスを明確化させていく。「『将来』の目的に向かって頑張るよりも、『今』を大事にする」ことを会のスタンスとし活動を展開している。さらに注目すべきところは、参加者が立場や役職に関係なく一人の人間として主体的に参加できることを可能とし、また行政の積極的な協力も見られる点である。

本稿では「Aの会」がこれからの「福祉拠点」に求められる参加者の主体性を取り戻すエンパワメント機能を持つと考え、「Aの会」の事例を通して、「福祉拠点」のあるべき姿を提示することを目的としたい。

II. 地域福祉の現在

1. 各制度の動向と取り組み

1) 高齢者福祉施策

施行6年目を迎える介護保険制度の見直し論議の中では、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加などを踏まえ一人ひとりができる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、サービス体系の見直しや地域における総合的・包括的マネジメント体制の整備を行うとしている。住み慣れた地域でその人らしく、安心できる「住まい」と「ケア」を手に入れることができ多くの人の願いであることを再確認し、地域での自立した生活を支援する

ことを目的としたサービス供給体制や、介護予防マネジメント、総合的な相談窓口機能、包括的・継続的なマネジメントなどをおもな機能としてもつ「地域包括支援センター」の創設をうたっている。

また、社会保障審議会介護保険部会による「介護保険制度の見直しに関する意見」の中でも、「制度面でも年齢や障害種別を超えたサービスが『地域』において提供できるような仕組みに切り替えるべきである」と述べており⁽¹⁾、「施設か在宅か」という二者択一ではなく、その中間的な領域として地域密着型の小規模・多機能施設が位置づけられ、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型として「地域密着型のサービス」の創設もうたわれている。

2) 障害者・児福祉施策

厚生労働省からも、2004年10月に「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」の中で、“障害のある人が普通に暮らせる地域社会づくり”と題し、「障害の種別に関わりなく必要な支援が得られる体制の整備」「就労も含めて地域生活の支援を進める」「できるだけ身近なところにサービス拠点を置き、N P O、空き教室、小規模作業所、民間住宅など地域の社会資源を活かす」ということ、さらに「施設利用者も日中活動を選べる」といった居住機能と日中活動支援機能を分けることがうたわれている⁽²⁾。また、障害者が普通に暮らせる地域づくりとして、自宅・アパート・グループホーム・入所施設などの居住場所から、一人ひとりの状態に合わせ一般企業や通所型の事業所などに通いながら、自立した生活に向けて地域で支援していくことを目指すとしている。

文部科学省も、平成15年3月に「今後の特別支援教育の在り方」についての最終報告をまとめ、平成16年1月には学習障害などの軽度発達障害のある子どもへの教育支援ガイドラインを公表し、乳幼児期から学校卒業後まで教育、福祉、医療などが一体となり障害のある子どもや家族に対して、相談・支援を行う体制を整えることを提言してい

る。また発達障害者への支援についても、「発達障害者支援に係る検討会」資料において、発達障害者に対して地域で乳幼児から就労まで一貫した支援体制の整備をうたっている。

3) 児童福祉施策

地域における子育て支援の推進という点において、次世代育成支援対策推進法の制定、少子化社会対策基本法の制定・児童福祉法の改正（2003）が行われた。次世代育成支援計画においては、子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう、総合性の確保として、保育・子育て支援事業に関する特定の14事業についての定量的な数値目標をはじめ、その具体性の確保にあたって、子育て支援に関わる多くの地域住民との協働作業、そして計画策定の過程の透明性の確保の3つの確保を求めている⁽³⁾。児童福祉法の改正では、子育て支援事業推進の法定化および待機児がある市町村、今後待機児が見込まれる市町村に対して、保育計画の策定を求めている。2005年に、子ども・子育て応援プランが実施され、その中の重点課題の一つとして「子育ての新たな支えあいと連帯」をうたい、地域の子育て支援の拠点づくりを2954箇所から6000箇所に増やすとしている。さらに、児童福祉施設も新たに地域福祉施設として、1) 子育て短期支援事業や一時保育などの契約型サービス、2) 児童家庭支援センターの併設や地域子育て支援センターなどによる相談事業、3) 職員の専門性を活かした地域活動への協力、4) 地域のさまざまなグループとの交流拠点やネットワーク事業、5) 園庭開放や施設設備の地域開放などの機能が期待されている。

どの政策も、地域の社会資源を活用し、排他的ではなく包含的な地域社会を構築することを今後の目指す方向として提示し、地域の中に拠点となる「福祉拠点」や「居場所」の必要性を示唆している。杉岡（2003）も、身近な場所に地域住民の居場所になるような空間の必要性を指摘し、たまり場のような居場所は、高齢者だけでなく障がいのある人や児童、子育てをしている親も立ち寄り、多様な関係性を形成するなど、小規模多機能拠点

の基盤となりうると述べ、居場所空間を近隣生活圏にどのように確保していくべきかを地域づくりの出発点として考える時代を迎えており、そこは新たな公共が生まれる重要な場所となるだろうと述べている。

2. 地域福祉における「福祉拠点」

1) 地域福祉の現在

これまでの地域福祉の到達点として、理念的にはコミュニティケア、ノーマライゼーション、主体的な住民参加を含み、さらに地域福祉推進の目標として、福祉コミュニティの形成が強調されている。さらに近年はソーシャルインクルージョンを重要な課題とし当事者主権ともつながる文脈の広がりを見せている。

2000年の社会事業法改正においても、地域福祉を各分野の社会福祉共通の基本的展開方向にすることを定め、新たな地域福祉実践が模索されている。高齢者、障害者、児童などの俗的な制度でのみ保護や救済をするだけでなく、子育てや高齢者介護などだれもが抱える生活課題を地域の中で解決し、自分らしい生活を送るために地域で支えるしくみと、話し合いの場をもち、意見を集めさせ、政策や計画に反映させるなど、自らもその解決に主体的な役割を果たそうという「協働」という行動が期待されている。

このような地域福祉に新たな期待が集まる中、大友（2005：46）は、「小地域住民福祉活動や在宅サービス、ボランティア活動などの伝統的地域福祉実践は、地域生活を具体的に支えるほどの力はないが、伝統的地域福祉実践の中から、地域福祉実践の新しい展開が起こってきている」と指摘する⁽⁴⁾。

2) 「福祉拠点」への期待

新しい地域福祉実践の展開として、地域での自立生活支援の視点から宅老所、グループホーム、地域密着型の小規模多機能施設、地域包括支援センターなどのサービスや、子育て支援、障害のある人の就労・自立支援、当事者と地域住民・ボラ

ンティアが協働して行っている「ふれあいいきいきサロン」「子育てサロン」など制度に縛られず多様なニーズに応える有料、有償の「住民参加型地域福祉サービス」等の実践の広がりが見られる。また、日常生活を送る上での生活型、生涯学習やボランティア活動等のために集まる目的型、老人福祉センターや児童館などの特定の対象型、デイサービスなどの一定の設備や専門職を配置した専門型、社会福祉センターやコミュニティセンター等の交流型、居住と在宅サービス等の多様なサービスを組み合わせた多機能型、当事者自身が企画・運営する当事者拠点など多様な形態が広がっている。和田（2005：38）は、「これら地域における福祉拠点の取り組みには、『地域福祉型』と言える共通点があり、いまだに未成熟、発展段階にはあるが、従来の福祉サービスを理念、サービス内容、運営形態等の側面から変えつつある」と述べている⁽⁵⁾。その人らしい地域で安心ある生活を実現することにこだわり、社会福祉の制度化が進み福祉サービスが充実する一方で、既存の制度の枠を超え、自由な対応のできる福祉サービスを作り出し、住民主体の取り組みや地域の「福祉拠点」づくりが広がりを見せている。

以上から、「福祉拠点」とは、地域で暮らし続けることを目標に、地域住民との関係作りを重視し、一人ひとりに寄り添い、その人の地域生活を支えようとして生まれてきたサービス拠点であると言える。また、制度に縛られない対応ができ、変化する状況に対応できるという点で新しい福祉サービス拠点として期待されている。

3. 「福祉拠点」に求められる機能と役割

1) 地域性に配慮した拠点づくり

小規模であることから地域に密着でき、地域において多様な福祉ニーズを持っている住民に対して日常的な交流を重視することで当事者の生きていく姿に寄り添う拠点を目指す。各地域の生活課題や社会資源が異なるなかで生活の質を尊重しつつ、地域特性に合わせた福祉拠点が求められる。

2) 地域の情報やニーズの集約

「福祉拠点」は、対象の考え方が限定的でなく穏やかであることから、より住民に身近な地域で住民の主体的な関わりを促し、多様なニーズを吸い上げ、対応することができる。また、より多くの住民の参加も期待される。日常的な会話の中から素直なニーズを把握する場があることで、問題が深刻化する前に対応することができ、予防的な役割も担うことができる⁽⁶⁾。

3) 自立支援

当事者が自分の能力と支援を活用し、困難な状態を開拓することが重要であり、当事者の自己決定と参加を尊重した支援を行う拠点が期待される。利用者一人ひとりの尊厳、自己決定を重視し、その人に寄り添う活動、サービスを提供するだけでなく、住民も主体的に参加しその人にふさわしい役割を担うことができる場となる。それぞれの住民、地域には異なった生活様式があり、既存の枠組みでは対応できないため、小規模・多機能施設の実践から、生活の連続性によって、利用者の安定と自立能力の維持が一層可能となり、サービスの効果を高めることができる。

4) 多様な主体との協働

地域社会とのつながりを進めるため住民参加が追及され、利用者家族などの参加にとどまらず、近隣住民、町内会、商店街、ボランティア、専門家、行政などと関係強化に努め、協働を図る。日常生活に必要な店等が近隣にある住宅地域における自立生活の拠点作り、住民が集まる場所での相談・情報提供や交流の拠点づくりなどが試行されており、地域が主体となり、こうした事業を地区社協で組織運営する動きも生まれている。

5) 地域の社会資源の開拓

形態も施設などの拠点に限らず、活動の場、協働の場というような空間を含み、非常に多様かつ幅広く地域資源を開拓しており、多様なサービスや活動と連携している。地域にある休眠施設や空き家などの資源を活用し、また地域の人材なども

含めて、地域の情報を収集し、掘り起こす。ボランティアをはじめ、地域住民に対する福祉教育の拠点としての機能が期待され、地域経済の活性化にもつながる。

「福祉拠点」は直接的なサービスを提供だけではなく、情報提供を含め、住民に対する相談・助言を行う機能をもつことが期待される。地域住民の活動拠点としての機能をもち、場の提供によって住民の関係を活性化させるとともに、地域全体の福祉水準を向上させる役割を担うなど、福祉のまちづくり、バリアフリーの地域づくり、共生の社会づくりを進める役割も期待される。注目すべきは、住民が直接運営などに参加し責任を分かち合うことで住民の「主体性」を作り出し、自らがサービスの主体であるといった地域住民の認識が醸成され、参加の意向が増すなどの効果が期待できることである。

III. 「Aの会」の事例から見える「福祉拠点」

1. 「Aの会」における「福祉拠点」の機能

2003年4月に設立された「Aの会」は、地域に子どもの「居場所」⁽⁷⁾をつくることを目的に、障害児をもつ親と教員（関係者）を中心に設立された会であるが⁽⁸⁾、この「Aの会」が「福祉拠点」としての機能を備え、さらに新たな機能を提示することを明らかにするために5つの「福祉拠点」の機能に沿って整理した⁽⁹⁾。

1) 地域性

「Aの会」があるA町は、人口約3万人、世帯数約1万を有する農業を主な産業とした町である。小・中学校は併せて13校あり、一人でも特別な支援が必要な子どもがいれば、その学校に特殊学級を設置するなど教育に対して関心が高い町である。活動の拠点は、町教育委員会が管理する「X」である。「X」は見た目も構造も全く普通の民家であり、地元住民から町に寄贈された建物である。新しくはないが、7LDKと部屋数が多く、さら

に、屋根裏と地下室もあり夏のキャンプのときは、寝袋さえ持ち込めば、50人以上の宿泊が可能な大きな家である。東側には農地が広がり、西側は広大な芝生に囲まれている。公的施設なので、家の前には数十台停めることができる駐車場があり、落ち着いた雰囲気で誰でも入りやすい佇まいを備えた家である⁽¹⁰⁾。

また、活動の拠点となる「X」は、ほぼA町の中心にあり、参加者の多くが車で約20分程度でアクセスできる利便性の良さを備えている。

2) ニーズの集約

「Aの会」は、地域における子どもが抱える課題を解決するために立ち上げられた会であるが、地元の小・中学校の教員は、学校という枠の中で行われる教育の限界を日々感じており、「もっと子どもが生き生きできる場所があるのではないか」「今の学校の枠ではやってあげることができない」との思いを強く抱いていた。

また、障害を抱える子どもの保護者は「Aの会」に参加する以前から活動していた親の会での活動に、「求める情報も手に入らないし、話しているだけでは物足りなくなってきて、これ以上続けていてもねえ」「親と子どもで行き詰っていた。何かをしなければいけないけど、何をしていいのか分からぬ」と限界を感じていた。また、「障害

のある人々が、気軽に安心して活動できる場（拠点）があれば」「親が一時的に出かける場合、預けられる場所も必要」「義務教育終了後の進路を考えているが不安が大きく、子どもが成長するに従い、親ができることにも限界がある」と、地域における子どもの居場所や将来の不安を表現できていた。

行政も町内の不登校児が、居場所と教育を求め片道5時間かけて通信制の高校に通う現状に苦慮し、「なんとか、地元で不登校の子どもの居場所、教育を提供したい」と、地域の様々なニーズが集約されていく。

様々なニーズや思いが表現される背景には、「障がいや不登校など子どもの状態にかかわらず、だれでも来れる場所にしたい」と対象の限定を行わなかつたことが考えられる。

3) 自立支援

「Aの会」では毎月1回、「子ども広場」を開催し、参加者は平均80名前後である。「X」を会場にすることが多いが、クリスマス会や「そば打ち体験」など、大きな行事のときには、小学校や地元の大学なども利用する。「X」で行うときは、特に決まったプログラムはなく、思い思いに過ごしてよく、決まっているのは始まりと終わりの時間だけとなっている。連絡の起点、食事の準

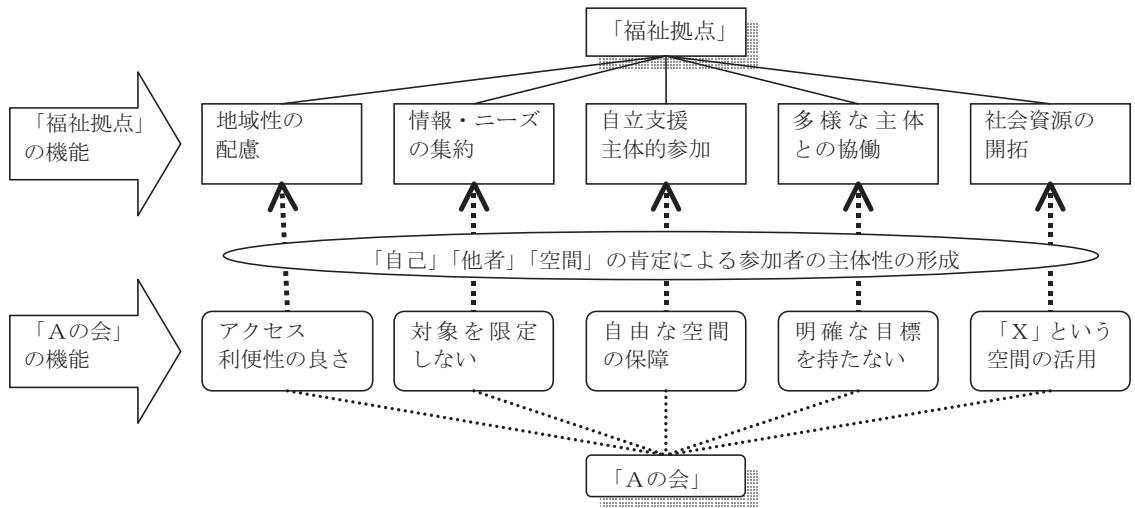


図1 「福祉拠点」と「Aの会」の機能関連図

備などの役割を持つ役員はいるが、同伴した家族や教員などの関係者会員も、子どもの安全に気を配りながら、思い思いに過ごしてよい。「子ども広場」では子どもだけでなく、大人も「何をしてもよく、何もしなくてもいい」ということを大事にしており、それが唯一のルールと言える。また、「だれもが立場も役職も超えて一人の人間として子どもと遊ぶことができる。それは『ねばならない』ということを意識せずに済んでいるからじゃないかな」と、参加者が自由に参加できる環境がある。

4) 行政との協働

会の活動拠点となっている「X」はA町教育委員会が管理する教育施設であるが、こうした公的施設の使用に当たっては、通常使用、目的を明確にしたうえで、当該団体が利用申請を申し出ることになる。「X」は教育施設である以上、その使用目的は「教育上必要なこと」に限られるが、行政側からはそれ以上の条件枠組みをあえて設定されていない。「保護者の思いや自主性を尊重し、当事者主体の立場を明確にすることで行政主体になることを避けて、当事者と教育委員会が対等な関係を築けるようできるだけ発言を控える姿勢を保つた」「やっぱり行政が前に出ると、うまくいかないことが多いし、活動が長続きしないから。お父さんやお母さんが主体でなくてはね、何でも言って欲しいとは言うけど」、また「従来の成果主義的なやり方は住民主体を阻害し、組織も長続きしないということを経験として持ってて」など行政職員が陥りがちな「住民団体を育成する」という発想がなく、住民との協働の姿勢がすでに備わっていたと考えられる。

5) 地域の社会資源の開拓

まず、「X」という空間の開拓があげられるが、設立後しばらくしてから、子どもたちの母親が中心となり、毎週木曜日に「X」に集まり、夏季は主に隣の農家の好意で借り受けた畑の草取りや収穫をしている。大人数の「子ども広場」では溶け込みづらいと考える子どもや青年たちの平日・放課

後の受け皿としての機能も果たしている。

また、講師を招き、月1回勉強会（ジョブコーチなど）を開くなど、保護者向けの独自のプログラムも行っている。講師の選定も保護者自身であり、主体的に活動している。2005年には父親たちも母親に負けず団結しようと「おやじ」だけの「会」を立ち上げている。「X」という空間を拠点に様々な活動が広がりをみせている。

IV. まとめ

1. 「福祉拠点」としての新たな要素

「Aの会」は、目標を明確に設定しないことで発展を遂げているが、一方で具体的に何らかのサービスを提供するには至っていない。しかし、前記のように「福祉拠点」としての基本的な要素を満たしていることは明らかである。さらに、特筆すべきは「Aの会」の活動は主体性を引き出す機能を持ち、様々な福祉分野で求められている「サービスの客体から主体」に必要な当事者の「自己」「他者」「環境」の3つの肯定（エンパワメント）によって「主体性」を引き出している⁽¹¹⁾。

1) 「今」を楽しむ「自己」の肯定

「Aの会」の趣意書にも『今』困っていることに・・・、『今』何ができるのか・・・という文章が盛り込まれている。参加者には、「居場所作り」という曖昧な目的に不安と焦りを感じているものも数名おり、「もっと明確な目標をもって、作業所をいついつまでに作るとか、決めないとダメだ！」と、活動の具体的目標を強く求める声があがる。しかし、「まだ早いよ、もっとゆっくり、無理しないでやっていこう」「作業所とか、早くどうかなって欲しいという気持ちと、ここはここで楽しい場所なのかな」といった声が、最も将来に切実な不安を抱える親たちからあがった。作業所設立に関する議論を通して、かえって、会員の中に『将来』の目的に向かって頑張るよりも、『今』を大事にしたい」という自分たちが「Aの会」に求めることを確認していく。

保護者、特に準備段階から関わった人々は、他の親の会などでも活発に活動している人である。実際に既存の作業所運営に関わる活動をしている人もいる。保護者は、あえて『今』を大事にする・楽しむことをこの会のスタンスとして持ちたいと考えたのである。「将来の子どもの居場所」を切実に願う反面、多くの会員は「現在の活動」のあり方に期待を感じている。

2) 「子ども」という「他者」の肯定

「『X』まで行けば、あとはまかせていいんだって思える。子どもが（したいことを）見つけるから。すごく助かる」「『ねばならない』から解放され、自由に時間を過ごすことができるし、なにもしなくてもいいから楽」「普段の生活では見ることができない子どもの姿を見ることを通して、これまで『自分がなんとか支えなくてはならない』という強い思いから、『他の人にも頼んでいいんだ』と思えるようになった」と「Aの会」への参加を通して意識が変化していく。多くの会員（大人）は、自分の子どもや参加するすべての子どものために、この会を作り参加し活動しようと考えていた。ところが、活動が進むにつれ「子どもの親」として参加するだけでなく、「“自分自身”が楽しんでよい場所」と意識が変わっていく。

また、教員、行政などの関係者も参加当初の動機は担当の子どものためや、行政職員として関わっていくが、活動に参加する中でやはり、「自分の楽しみとして参加している⁽¹²⁾」。「『Aの会』には参加しないと損をした気分になる。行かなかつたときに何か楽しいことがあったら、悔しい」と参加することに、自分にとっての意味を大人が感じることができ、参加している間の意識は、明らかに「自分のため」である。

3) 多様な役割を受容する「環境」の肯定

大人にとっても、「X」という環境は大きな意味を持っていた。大きな台所を備えるこの家は「食」を大事に考え、必ず手作りの物を出す会のやり方をうまく実現する。子どもを連れて来ても、その後、どうしてよいかわからないという手持ち

無沙汰の参加者に台所という「居場所」を提供した。また、参加者が増える中で、地下室にも寝泊りできるようにと大工道具持参で会員による改修が行われた。それぞれ参加者が「専門性」（例えば、苦難を乗り越えた障がい児の親、大工、農家、営業、教員など）を發揮し、役割（出番）を獲得していく。「X」という環境の中では、参加者の多くが様々な「専門性」を発揮することで、自らがサービスの受給者であるだけでなく、提供者であることを確認することができる。また、新たな自分の発見につながり、「このような自分もある」と多様な自分を受け入れること（自己受容）も促している。

2. 「自己」「他者」「環境」の肯定が引き出す主体性

「Aの会」は、「自己」「他者」「環境」の三者が、循環的に肯定されることで、参加者の主体性が引き出されていた。

「自己」の肯定とは、自分の感性を肯定することであり、「他者」の肯定とは、他の参加者を見て「あーあれでいいんだ」と感じることなどである。また「環境」の肯定とは、その環境にいる自分が好きだと感じられることを指す。これら三者は相互に作用し、どの部分が肯定されても他の二者の肯定につながると考えられる⁽¹³⁾。このように、「Aの会」では、参加者の主体性を引き出す要素として「自己」「他者」「空間」の肯定が確認され、これから「福祉拠点」に求められる主体性の形成を支えていたと考えられる（図1）。

V. おわりに

地域で“その人にあった”サービス提供への取り組みが広がりを見せているが、一方では多様なサービスにも当てはまらない当事者を作り出すリスクを抱えている。それは、地域密着型の「福祉拠点」であっても、サービスの独自性や充実化を図るためにサービス対象を限定することで、サービスから排除される当事者を生み出す構造を抱えて

いる。この現状に対して、「Aの会」は「目的を持たない」スタンスであるが故に、住民から当事者へ、さらにサービスの受給者だけでなく支援者へ、そして参加者すべてが「地域で生きる主体」として存在する可能性をもつ。従来の「福祉拠点」がサービスの提供に重点を置いていたが、今後の「福祉拠点」には、それだけでなく、参加する当事者が主体性を育むエンパワメント機能が強く求められるといえるだろう。

注

- 1) 山田秀昭編、「介護保険制度の見直しに関する意見
〔社会保障審議会介護保険部会〕」、『月間福祉増刊号・施策資料シリーズ 社会福祉関係施策資料集23』、全国社会福祉協議会、272
- 2) 厚生労働省障害保険福祉部、2004、『社会保障審議会
障害者部会（第18回）資料2 今後の障害保健福
祉施策について（改革のグランドデザイン案）【
概要】』、厚生労働省、3
- 3) 特定の14事業：1) 乳幼児健康支援一時預かり事業
(病後児保育(派遣型))、2) 乳幼児健康支援一
時預かり事業(病後児保育(施設型))、3) ファ
ミリー・サポート・センター事業、4) 放課後児
童健全育成事業、5) 子育て短期支援事業(ショ
ートステイ事業)、6) 子育て短期支援事業(トワ
イライトステイ事業)、7) 一時保育事業、8)
特定保育事業、9) つどいの広場事業、10) 地域
子育て支援センター事業、11) 通常保育事業、
12) 延長保育事業、13) 休日保育事業、14) 夜間
保育事業
- 4) 大友信勝、2005、「地域福祉の推進と市町村社会福祉
行政の役割」、『社会福祉研究』第93号、鉄道弘済
会、46 - 53
- 5) 和田敏明、2005、「地域福祉の新しい展開－地域福
祉型サービスの可能性と課題－」、『社会福祉研
究』第93号、鉄道弘済会、38 - 45
- 6) 地域福祉計画をはじめとしたさまざまな計画策定にあ
たり、地域において住民や関係団体等との連絡、
調整を行い、ニーズを含めた豊富な地域情報を収
集する機能をもつ。
- 7) 「居場所」とは、文字通り「人が居る所、いどころ」
という物理的空間を意味するだけでなく、「自分

が必要とされているところ」、「自分という存在が認められるところ」、といった「受容」を特徴とするものと考えられている。これらの特徴は、障害・疾病の状況に関わらずすべての人が必要とするものである。

- 8) 現在の「Aの会」の会員数は、2005年8月時点で正会員83名（保護者、小・中学高の教員、養護教諭、養護学校教員、大学教員、保育士、など関係者）、本人会員69名（3歳から20歳まで、知的障害、発達障害、身体障害を抱える子どもや、不登校児、また教員の子どもや、本人会員の兄弟など）、賛同会員（2団体26名・個人84名）、学生会員25名で総数287名となっている。その内、正会員と本人会員、学生会員をあわせた177名が実際に活動に参加している。
- 9) 「Aの会」の事例については、著者が昨年度行った調査データを基にし、さらに日々の参与観察での情報も加えている。
- 10) 財源は会費で賄っており、年間正会員2,400円、本人会員500円、学生会員1,000円、賛同会員1口1,000円、団体2,000円となっている。会報は年3回発行しており、保護者の声に始まり、支援者、教育委員会、ボランティアなど参加者の声を多く載せ、それぞれ立場の違うスタッフがどのような思いで関わっているかを知ってもらえるように作成している。
- 11) 主体性については様々な定義が存在するが、本稿では「自分が自分として存在する実感があること」とする。
- 12) 教員の会員には自分の子どもをつれ、家族ぐるみで参
加するものも多い。町内在住ではあるが、転勤に
より他町で勤務する教員も続けて参加している。
- 13) 「自己」の主体性を感じるためには、「自己」の感性が
必要であり、感性は自らが主体でなければその力
を發揮することはできない。また、主体性は受け
取る「他者」を必要とし、受け取る相手がいるか
らこそ主体性を發揮できる。参加者が主体性を發
揮しているのは、それを受け取る相手がいると考
えられる。

参照文献

- 今井久人, 2005, 「市町村の地域福祉施策」, 川村匡由編,
『地域福祉論』, ミネルヴァ書房, 115-121
- 猪熊律子, 2005, 「介護保険制度の見直しと福祉拠点の今
後」, 『月間福祉』第88巻第2号, 全国社会福祉協
議会, 20-23
- 久木元司, 2005, 「ライフステージに応じた就労支援、自
立支援の実情と課題～グランドデザイン案の受け
止め方～」, 『月間福祉』第88巻第2号, 全国社会
福祉協議会, 28-31
- 京極高宣, 2005, 「変わりゆく地域の福祉拠点」, 『月間福
祉』第88巻第2号, 全国社会福祉協議会, 12-19
- 小川幸裕, 内田雅志, 山内太郎, 2005, 「地域における障
がい児・者の居場所づくりを目指してー幕別町
『おかげの会』にみる新たな取り組みの可能性ー」,
『北海道ノーマライゼーション研究』No.17, 北
海道ノーマライゼーション研究センター, 109-
120
- 小川幸裕, 2005, 「子どもの『居場所』に関する」, 『北星
学園大学大学院社会福祉研究科北星学園大学院論
集』第8号, 41-55
- 杉岡直人, 2004, 「ステイクホルダー理論による公私協働
モデルの実証的研究」, 『平成14年度～平成15年度
科学研究費補助金（基盤研究（B）（2））研究成果
報告書』, 小川幸裕, 「子どもの居場所とステイク
ホルダー理論」, 北星学園大学 杉岡研究室, 107-
118
- 東京都西東京市／特定非営利活動法人サポートハウス年輪,
2005, 「住民参加による福祉拠点づくり」, 『月間
福祉』第88巻第2号, 全国社会福祉協議会, 38-
43
- 山縣文治, 2005, 「地域子育て支援に求められる拠点機能」,
『月間福祉』第88巻第2号, 全国社会福祉協議会,
24-27
- 市川一宏, 2005, 「特集 地域を支える福祉拠点 特集の
視点」, 『月間福祉』第88巻第2号, 全国社会福祉
協議会, 11

